

平成 15 年度独立行政法人国立公文書館年度計画

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）は、中期計画に定めた業務の実施について、独立行政法人通則法（平成11年法律第 103号）第31条の規定に基づき、平成15年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を以下のとおり定める。

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

館が独立行政法人として発足3年目となることから、中期目標に示された目標を達成するため、前2年度の業務実績を踏まえ、館の業務の更なる円滑かつ効率的な実施に努めることとする。このため、中期計画及び年度計画にのっとり、各業務分野ごとに可能な限りの数値目標を盛り込んだ具体的執行計画を策定し、四半期ごとにその達成状況を把握して、その的確な推進を図る。特に、以下の事項について積極的に取り組む。

(1) 民間委託の促進

平成13年度に作成し、平成14年度に改訂した目録作成等のマニュアルに基づき、引き続き、パートタイマーによる効率的かつ的確な目録の作成を図るとともに、必要に応じ当該マニュアルの更なる見直しを行う。

マイクロフィルム撮影機（4台）を年度を通して活用するとともに、平成14年度に作成したマイクロフィルム撮影マニュアルに基づき、引き続き、パートタイマーによる公文書等のマイクロフィルム撮影を進める。

(2) 業務執行体制の見直し

館の中核的業務を担うアーキビストとしての公文書専門官・公文書研究官の積極的な調査研究活動の促進を図るとともに、平成14年度から開催している研究連絡会議を通じ、歴史資料として重要な公文書その他の記録（現用のものを除く。以下「歴史公文書等」という。）の移管、保存、公開審査、利用、修復等に関する諸問題について、広く館の職員の間で自由闊達な意見交換と協議決定を行う。さらに、必要に応じて外部有識者を招き勉強会を開催する等の充実を図る。

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置

受入れのための適切な措置

）新しい移管の仕組みにより行われた平成13年度及び平成14年度の移管実績を踏まえ、歴史公文書等のよりの確な移管について、更なる改善方策を検討する。

）平成14年度に取りまとめた、保存期間が満了した行政文書の館への移管の適否

を判断するための資料集を、移管実績を踏まえて充実させるとともに、関係行政機関に資料集を配布し、移管の趣旨の周知を図る。

）歴史公文書等の移管の趣旨の徹底を図るため、関係行政機関に出向いての説明会、本館・分館の施設見学会等を実施する。

）平成14年度及び平成15年度の移管計画に従い、館の効率的な運営を考慮しつつ、関係行政機関と調整の上、歴史公文書等の円滑かつ計画的な受入れを行う。

保存のための適切な措置

）(1))により受け入れた歴史公文書等について、紙等の劣化要因を除去するために必要な措置を講じた上で、温湿度を管理できる適正な保存環境を整えた専用の書庫に保存する。

）平成14年度に策定した保存対策方針に基づき、劣化要因に応じた保存のための適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて当該方針の見直しを行う。

）劣化が進行している歴史公文書等のうち、歴史資料としての重要度又は利用頻度の高いものから、修復、マイクロフィルムへの媒体変換等を計画的に行う。

）平成17年1月から臭化メチルの生産・消費が全廃されるため、現在、くん蒸に使用しているガス（臭化メチルと酸化エチレンの混合ガス）に替わるくん蒸用ガスの選定を行うとともに、くん蒸設備の改修等必要な措置を講ずる。

）歴史公文書等の酸性劣化等に対応する技術的対策について調査検討を行うとともに、少量脱酸を試験的に行う。

一般の利用に供するための適切な措置

）平成14年度に受け入れた歴史公文書等及び平成14年度移管計画に基づいて受け入れる歴史公文書等の目録を平成15年度中に公開する。

）平成14年度移管計画に基づいて受け入れる歴史公文書等について、これまでの公開審査の事例を基に、速やかに公開・非公開の審査を行い、順次一般の利用に供する。

）公文書館の存在とその意義を国民に周知し、歴史公文書等の幅広い利用を図るため、次の事項を行う。

イ 展示会等あらゆる機会を利用して、公文書館の機能、役割、存在意義等について、国民への周知を図る。

ロ 利用者の動向等を把握するため、利用統計等必要な情報を収集し、これを館の運営に活用する。

ハ 館が保存している重要な歴史公文書等を広く一般の観覧に供するため、展示会の更なる充実を図るとともに、その広報を幅広く展開する。

ニ 館が行った調査研究の成果等を公表する研究紀要「北の丸」を刊行し、関係行政機関等に配布しその周知を図る。さらに、その概要を英訳し広く海外にも周知する。

ホ 平成14年度に全面的に改訂したホームページを利用して、館所蔵資料、「アーカイブズ」等の刊行物を積極的に紹介するなど、最新の情報を適宜提供する。

- ヘ 重要かつ利用頻度の高い歴史公文書等について、利用の便を図るため、マイクロフィルムへの媒体変換を計画的に行う。
- ト 原本保護の観点から閲覧を制限する必要のある重要な古書・古文書については、利用の便を図るため、写真本等の複製物を計画的に作成する。

）歴史公文書等のデジタル化について調査検討を行う。

イ 歴史公文書等のインターネットでの一般公開に向けて、デジタル化の対象選別の基準、効果等の基本構想を策定するための諸問題等について、調査検討を行う。

ロ 大判又は原本保護のため閲覧に供されていない重要文化財、その他貴重な資料については、閲覧に供するため、先行的にデジタル化を図る。

）館の保管に係る歴史公文書等の既存の目録（目録データベースを含む。）の見直し等に着手し、検索手段の充実を図り、もって閲覧サービスの向上を図る。

国の保存利用機関と連携した利用者の利便性向上のための措置立法府、司法府を含む国の保存利用機関との間で、歴史公文書等の情報化についての意見交換等を行うとともに、所在情報のホームページへのリンク等そのネットワーク化について検討、協議を行う。

保存及び利用に関する研修の実施その他の措置

）館及び国の保存利用機関の職員を対象として、歴史公文書等の保存及び利用に関し、次の目的を持つ体系的な研修を引き続き実施する。その際、地方公共団体の求めに応じ、その職員をこれらの研修に参加させる。また、これまでの研修会の経験を踏まえて、研修の対象機関の拡大について検討を行う。

イ 公文書館法（昭和62年法律第115号）の趣旨の徹底並びに歴史公文書等の保存及び利用に関する基本的な事項の習得

ロ 公文書館法第4条第2項に定める専門職員として必要な専門的知識の習得

ハ 歴史公文書等の保存及び利用に関し、特定のテーマに関する共同研究等を通じての実務上の問題点等の解決方策の習得

）情報の提供、意見交換等

イ 歴史公文書等の管理に関する講習会等

歴史公文書等の的確かつ効率的な移管・公開業務の推進に資することを目的として、国の機関の文書主管課職員その他各部局の文書担当等の職員を対象に、新しい移管・公開の仕組みへの理解を深めるとともに、歴史公文書等の管理に関する基本的事項を習得させるための講習会を実施する。また、関係行政機関に公文書専門官等を派遣する形式の説明会を実施する。

ロ 館で実施した研修会・講習会等の講義内容を取りまとめた小冊子を作成し、国の機関に配布することにより、公文書館の役割、公文書の移管、保存等に関する情報提供を行う。

ハ 都道府県・政令指定都市等公文書館長会議等を通じて、国又は地方公共団体

が設置する公文書館(これに準ずる機関を含む。)との交流、意見交換等を行う。
二 歴史公文書等の保存、利用に関する情報誌として「アーカイブズ」を刊行し、
国及び地方公共団体並びに関係機関に配布する。

) 国際交流の推進

イ 国際会議等への参加

国際公文書館会議(ICA)及び同東アジア地域支部(EASTICA)の
会合、その他公文書館活動に関連する国際会議・研修に積極的に参加し、日本
の公文書館の紹介に努めるとともに、国際交流・国際協力を推進する。

ロ 外国の公文書館との交流推進

日中国交正常化30周年を契機に新たな協力関係を築いた中国の公文書館との
交流を続けるとともに、外国の公文書館からの訪問・研修受入れ等の要請に対
して、積極的に対応する。

ハ 外国の公文書館に関する情報の収集と発信

館の充実に資するため、先進的な外国の公文書館への視察、資料交換等を通
じ、情報の収集、蓄積を行う。また、館に関する情報の海外発信に努める。

) 将来における電子政府の実現に備え、電子化された行政文書の受入れ、保存、
利用を的確に行うことを念頭において、行政の電子化の動向を注視し、その把握
に努める。

(2) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供

アジア歴史資料センター(以下「センター」という。)のデータベース構築計画の早
期実現を目指しデータ構築を行う。また、昨年に引き続き、センターの情報提供サー
ビスを広く内外に周知し、データベース利用のより一層の促進を図るとともに、利用
者が継続的に安定して利用できるよう以下の措置を講ずる。

広報活動の充実

センター開設以来、データベースへのアクセス件数が着実に増加していること
にかんがみ、デモンストレーション等による積極的な広報活動を継続し、セミナー開
催や広報用CD-ROMの作成等広報活動の充実を図ることにより、センターの知
名度向上に努める。

アジア歴史資料データベースの構築

データベース構築計画の早期実現のため、以下によりデータの投入量を増加する。

) 館、外務省外交史料館及び防衛庁防衛研究所図書館(以下「所蔵機関」という。)
が平成14年度に電子情報化したアジア歴史資料の提供を受ける。

) また、所蔵機関が平成15年度中に整備資料の増加を図る電子情報化したアジア
歴史資料についても、可能なものから早期に入手する。

) 所蔵機関から提供されたアジア歴史資料の画像変換や目録作成等の必要な作業
を速やかに行い、順次データベースに投入し、利用者の利用に供する。

利用者の利便性向上のための諸方策

）インターネット等を通じて利用者の動向、ニーズ等必要な情報収集を行うとともに、その分析を行う。

）センターの行う情報提供サービスの利用者拡大及び継続的に安定して利用される方策を検討するため、国内外における利用実態等調査を実施する。

） ）及び ）の結果を踏まえ、センターのホームページ、検索システム等を随時見直し、利用者の視点に立った情報提供サービスとなるようシステムの更なる改善を図る。

）インターネットによる安定的な情報提供を実現するため、セキュリティの維持に努め、平成14年度に作成した緊急対応マニュアルを適宜見直し、管理運用体制の更なる改善を図る。

3 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画
別紙のとおり。

4 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は、72,000,000円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。

5 重要な財産の処分等に関する計画
処分等を行う見込みはない。

6 剰余金の使途

剰余金は、2(1))、及び(2)に係る業務並びに新たに行う必要が生じた業務に充てるものとする。

7 施設・設備に関する計画
計画はない。

8 人事に関する計画

業務の計画的かつ円滑な執行及びその効率化を図るため適切な人員配置等を行う。また、館の職員として広範かつ専門的な知識を習得する機会を与えるとともに、職員の質を向上させるため、関係省庁又は民間などにおいて実施する研修等に積極的に参加させる。

年 度 計 画 予 算

平 成 1 5 事 業 年 度

(国立公文書館)

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	1,705
事業収入	2
事業外収入	1
計	1,709
支 出	
公文書等保存利用経費	476
アジア歴史資料情報提供事業費	425
一般管理費	327
人件費	481
計	1,709

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

[人件費の見積り]

15年度424百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画

平 成 1 5 事 業 年 度

(国立公文書館)

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	1,730
經常費用	1,718
公文書等保存利用経費	476
アジア歴史資料情報提供事業費	414
一般管理費	327
人件費	481
減価償却費	21
財務費用	11
臨時損失	-
収益の部	1,730
運営費交付金収益	1,705
事業収入	2
事業外収入	1
資産見返負債戻入	21
臨時利益	-
純利益	0
目的積立金取崩額	-
総利益	0

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資 金 計 画

平 成 1 5 事 業 年 度

(国立公文書館)

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	1,709
業務活動による支出	1,634
投資活動による支出	10
財務活動による支出	64
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	1,709
業務活動による収入	1,709
運営費交付金による収入	1,705
事業収入	2
事業外収入	1
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
前期中期目標の期間よりの繰越金	0

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

平成15年度研究連絡会議議題等一覧

回	月日	議題等	内容等
第13回	4月18日	秋季展示会について	展示物一覧を示して展示内容について説明したほか、趣旨・日程・タイトル等に関する提案がなされたのに対して、基本方針としては了承されたが、さらに展示案を練り上げる方向での指摘があった。
		平成15年度の調査・研究課題について	各課題担当の専門官・研究官から、本年度の方針及び見通し等について報告がありいくつかの指摘がなされたうえで、了承された。
		第15回都道府県・政令指定都市等公文書館長会議について	日程・配布資料・パネルディスカッションの方向性等について報告があった。
第14回	5月16日	国立公文書館の在り方について	
		(1) アーカイブズとしての在り方について	現状認識及び移管の促進方策並びにあるべき公文書館像等について発表があり、当面の移管促進策として、決裁権者による類型化等の方法が検討された。また、記録管理法制等の必要性について議論された。
		アーカイブズとしての在り方について	公開審査について、閉鎖機関文書の事例を踏まえた報告があり、公開審査全体を見渡す視点を持つこと、閉鎖機関文書の事例が移管の難しさと密接に関連していることを認識する必要があること等が指摘された。
		(2) 旧内閣文庫関係について	サービス向上の方向性について報告があり、目録データベースの改善等当面取り組める課題の検討を行うよう指示があった。
		(3) 専門職員養成課程等について	研修に関する都道府県公文書館等のアンケート結果及び本年度実施の養成課程カリキュラム等について報告があった。
	本年度の移管に向けた準備について	事務連絡会議の格上げ及び移管申出期限等の日程案について報告があり、業務課と専門官室との間でより綿密な協議を行うよう指示があった。	

回	月日	議題等	内容等
第15回	6月27日	国立公文書館の在り方について(第2回)	
		(1) 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用のための専門人材養成	6月30日実施の内閣府研究会向け資料(案)を基に、専門人材養成をめぐる諸問題について報告があり、人材の養成は、採用・処遇問題とつながっており、公文書館相互が人材ネットワークを作ることでも検討する必要があること等が指摘された。
		(2) 国立公文書館は、長期的にどのような利用を想定するのか。	行政評価的観点から、国立公文書館の成果の考え方等について、報告があり、現在の移管基準でも評価選別の一定の要求を満たしているという点で、出席者の見解が一致した。
		(3) アーカイブズの実質を備えていく上で研究官として考えること	所蔵資料に対する理解の深化と利用者への情報提供との関係について報告があった。
		経済産業省より打診された廃止公印の受入れについて	廃止公印を受けいれる方向で検討したいとの報告があり、基本的に了承された。
第16回	8月1日	歴史公文書等の公開とプライバシーの保護について	
		(1) 歴史公文書等の公開とプライバシーの保護について	中央大学法学部教授堀部政男氏より、情報公開及び個人情報法保護の法制化の考え方と経緯インターネット社会における個人情報保護をめぐる問題、死者の個人情報公開と遺族の人格権との関係、個人情報の本人等開示が包含する問題点等について、基調講演があった。
		(2) 歴史公文書の本人等開示について	戦争裁判関係資料等の利用問題を手がかりにして、本人及び遺族等に対する閲覧の仕組みを設ける際に考えるべき課題等について、専門官から報告があった。堀部教授からは、遺族に対してさえ開示されたくない死者が生前考えていた個人情報があるのではないかなど問題が指摘された。
		(3) 歴史資料の公開・利用とプライバシーの保護について	民事判決原本に含まれる利用制限情報を手がかりにして、現在利用制限の上限が設けられていない情報類型のうち、「犯罪歴又は補導歴」についてのみ、120年ないし150年の上限を設けることについての問題提起が、専門官からあった。

回	月日	議題等	内容等
第17回	9月12日	国立公文書館の在り方について(第3回)	
		(1) すべては移管から始まる	歴史公文書等の移管実績を踏まえ、立法府・司法府との連携方策、独立行政法人等の法人文書への対応、各行政機関に対する研修の改善策等について報告があり、行政評価に歴史公文書移管等を含めるよう働きかけることを検討する必要性等が指摘された。
		(2) 保存・利用を中心として	紙資料の媒体変換やデジタルアーカイブの可能性、移管直後のマイクロフィルム撮影について報告があり、本館と分館との役割分担の観点から、目録原稿作成の効率化と質の向上について各種の指摘があった。
		学習院大学「史料管理学」講座について	同講座受講中の専門官より報告があり、講座の全体像の紹介や館業務への還元可能性等について改めて報告するよう指示があった。
		2003年EASTICAカンントリーレポートについて	「日本における独立行政法人化の進展と歴史資料の管理について」の報告案が示され、政府機能の重点移動が管理すべきアーカイブズ分野の変化にも反映されるという観点を加えるよう指示があった。
第18回	10月17日	国立公文書館の在り方について(第4回)	アジア歴史資料センターでの経験を踏まえて、デジタルアーカイブのシステム構築・改善に関して、環境整備、人材確保、利用者拡大等の課題について報告があり、利用者拡大のために当館展示会との連動や学校教育との連携強化を検討すること、デジタルアーカイブ構築・運営のノウハウ蓄積の体制を整備すること等の必要性が指摘された。
		平成16年度春の特別展について	「幕末再発見」というタイトルでの展示会について展示企画案が報告され、さらに企画案を練っていくこととなった。
		調査・研究課題の進捗状況について	今年度の調査・研究課題の進捗状況について各担当専門官・研究官から報告があった。
第19回	11月28日	移管事務の進捗状況について	各省庁担当専門官より、各省からの移管の申出状況、当館から各省庁に対する移管照会状況等について報告があった。刊行物等の移管を前向きに検討することや、各省庁の根幹を成す意思決定にかかわる文書で作成から相当期間を経過したものを一斉に移管してもらうよう働きかけることの必要性が指摘されたほか、戸除籍副本は「移管対象である」旨の意思表示を改めて行うよう指示があった。

回	月日	議題等	内容等
		内閣府研究会海外視察随同行報告	アメリカ・カナダ・中国・韓国への視察に随同行した専門官から、随行で得た新たな知見等について報告があった。
第20回	12月26日	国立公文書館の在り方について(第5回)	移管に関する制度の見直し、現行制度の下での移管促進方策、公文書館制度の社会的認知度向上のための方法等について、報告があり、当面は移管文書の利用制限等について各省庁に対して周知徹底すること等が指摘された。
		国際会議参加報告	
		(1) 国際公文書館会議円卓会議(CITRA)について	南アフリカケープタウンで開催された同会議について、全体の概況及び各セッションの内容等の報告があった。
		(2) 国際公文書館会議東アジア地域支部(EASTICA)第6回総会及びセミナーについて	中国浙江省杭州市で開催されたEASTICA総会・セミナーについて報告があったほか、上海市档案馆・中国第二歴史档案馆等の視察報告があった。
第21回	1月16日	オーラルヒストリーについて	東京大学先端経済工学研究センター教授御厨貴氏から、オーラルヒストリーの目的・対象・方法のほか、記録物や関連資料の保存・管理・公開に関する問題点等について講演があり、オーラルヒストリーの記録物や関連資料等を一体的に管理する方法等について、今後も検討していくこととなった。
第22回	2月20日	国立公文書館の在り方について(第6回)	今年度行った5回の検討を総括し、提起された論点を整理した上で、公文書等の移管が進まない要因等について報告が行われ、各省庁の職員に対して説得力のある論理・方法を考え出す必要等が指摘された。
		海外からのアーキビスト招聘等について	海外からのアーキビスト招聘等平成16年度に行う人材養成充実強化のための検討業務計画案について報告があり、検討の成果を定期的に研究連絡会議で報告するよう指示があった。
		学習院大学「史料管理学」講座について	同講座を受講した専門官から概要について報告があり、来年度以降当館職員が継続して受講する必要はないとの判断が下された。

回	月日	議題等	内容等
第23回	3月26日	歴史公文書等の公開とプライバシーの保護について(第2回)	1月に行われた公文書館等実務担当者会議における議論及び地方公文書館等における所蔵資料の公開に関する規程等のアンケート調査結果等を踏まえて、当館利用規則4条2項別表中の「犯罪歴又は補導歴」について閉鎖期間の上限を110年に設定する提案が専門官からなされたが、「公にする」・「不当に害する」等の文言の意味内容等を含めて、さらに検討を要することが指摘された。また、オランダ・イギリスにおける視察結果をもとに、館長から、遺族等の「先祖探し」的利用に応じていくことに関する問題提起があった。
		平成16年度夏の特別企画展について	公文書・旧内閣文庫の合同展示として、「旅」をテーマとする展示企画案が提案され、基本的に了承された。また、「いざ、旅へ。」との仮題も決定された。
		平成15年度の調査・研究課題について	調査・研究課題の担当専門官・研究官から本年度の成果等について報告があった。

歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会
委員名簿

座長	高山正也	慶應義塾大学文学部教授
座長代理	後藤仁	神奈川大学法学部教授
委員	加賀美幸子	千葉市女性センター館長
委員	加藤陽子	東京大学大学院人文社会系研究科助教授
委員	小谷宏三	平成国際大学法学部教授
委員	三宅弘	弁護士
委員	山田洋	一橋大学大学院法学研究科教授
オブザーバー	菊池光興	独立行政法人国立公文書館長

公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会委員名簿

座長	高山正也	慶應義塾大学文学部教授
座長代理	後藤仁	神奈川大学法学部教授
委員	宇賀克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	尾崎護	財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長
委員	加賀美幸子	千葉市女性センター名誉館長
委員	加藤陽子	東京大学大学院人文社会系研究科助教授
委員	小谷宏三	平成国際大学法学部教授
委員	三宅弘	弁護士
委員	山田洋	一橋大学大学院法学研究科教授
オブザーバー	菊池光興	独立行政法人国立公文書館長
オブザーバー	藤井昭夫	総務省政策統括官